

## 公的化後の共用試験に関する意見

令和5年6月30日  
医道審議会歯科医師分科会歯学生共用試験部会

### 1. はじめに

- 共用試験は、CBT (Computer Based Testing) と OSCE (Object Structured Clinical Examination) で構成される、臨床実習を開始する前の歯学生の能力を測る試験である。公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「CATO」という。）が実施しており、現在、歯科大学・歯学部を置く全ての大学が活用している。
- 医道審議会歯科医師分科会は、令和2年5月に、卒前・卒後のシームレスな歯科医師養成に向けて、共用試験を公的に位置づける（以下「公的化」という。）とともに、歯学生の歯科医業を法的に位置づけることを提言した。
- この提言等を踏まえ、令和3年5月に、「良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号。）以下「改正法」という。）が成立し、歯科医師法（昭和23年法律第202号）が改正された。改正後の歯科医師法においては、大学において歯科医学を専攻する学生であって、当該学生が臨床研修を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、臨床実習において、歯科医業をすることができるとされ（令和6年4月1日施行）、また当該試験の合格が歯科医師国家試験の受験資格の要件とされた（令和8年4月1日施行）。
- 本部会では、公的化後の共用試験の在るべき姿について、現在の試験内容や大学における実施体制等を踏まえつつ、試験の公正性及び受験者間の公平性を確保するとともに、患者や国民の理解・協力を得て診療参加型臨床実習の充実を図る観点から検討した。以下、公的化後の共用試験に関する本部会の意見を述べる。なお、この意見は、改正法第7条の規定による改正後の歯科医師法第17条の2第2項に規定する意見として述べるものである。

### 2. 公的化後の共用試験の在り方について

#### （1）合格基準の設定の在り方

- 現在、CBT と OSCE は、各大学が独自の合格基準を設定している。
- 公的化後の共用試験では、診療参加型臨床実習に参加する歯学生の知識及び技能を担保するとともに、受験者間の公平性を確保する観点から、全大学の受験者

に共通して適用される統一到達基準を設定することが必要である。

- この統一到達基準は、共用試験実施機関（共用試験の問題を作成し、かつ、共用試験の実施に係る要項を策定する機関をいう。以下同じ。）が、大学その他の関係者の意見を聴いて作成するものとすることが適當である。厚生労働省は、当該基準が適切に作成されているかどうかを確認するものとし、確認に当たっては、本部会の意見を聴くものとすることが適當である。
- なお、各受験者の合否は、共用試験実施機関が、統一到達基準に基づき判定するものとすることが適當である。共用試験実施機関においては、当該判定に対して、受験者が異議を申し立てができる制度を整備し、適切に運用することが必要である。

### (2) 受験機会の確保の在り方

- 現在、本試験（各大学において各年度の初回の共用試験として行われるものと、以下同じ。）を受験できなかった者や本試験で不合格となった者を対象とした試験の実施の有無やその方法は、各大学の意向に委ねられている。
- 公的化後の共用試験では、歯学生の受験機会及び受験者間の公平性を確保するため、共用試験実施機関は、全大学において、本試験を受験できなかった者及び本試験で不合格となった者を対象とした試験を1回実施するものとすることが適當である。当該試験におけるOSCEについては、複数大学の対象者を取りまとめて実施することや、本試験において不合格となった課題のみを受験させるものとすること等により、大学の負担を軽減することが必要である。
- また、共用試験実施機関は、障害や疾病等のために、受験に際して配慮を希望する受験者に対し、障害や疾病等の状態に応じて受験上の配慮を行うことが必要である。

### (3) OSCE の在り方

#### ①課題の数及び種類

- 現在、OSCEについては、各大学は6課題の実施が必要とされている。
- 患者、国民及び歯学生を受け入れる施設の理解・協力を得て、診療参加型臨床実習を充実したものにするためには、診療参加型臨床実習に参加する歯学生は、所属する大学にかかわらず、診療参加型臨床実習を開始するのに必要な知識・技能を幅広く修得していることを担保することが必要である。

- このため、公的化後の共用試験における OSCE（以下「公的化後の OSCE」という。）は、実施する課題の数および種類を統一することとし、令和 6 年度からは、「医療面接」1 課題、「歯科治療に必要な診察と検査」1 課題、「基本的臨床技能」4 課題、計 6 課題を実施することが適当である。

## **②評価の体制**

- 現在、OSCE における受験者の評価は、各課題において、内部評価者（受験者が所属する大学に所属する評価者をいう。以下同じ。）2 名以上で行うことが原則とされており、内部評価者には、一定の能力を有する旨の認定を受けていた者と受けていない者がいる。
- 公的化後の OSCE では、診療参加型臨床実習に参加する歯学生の技能を保証するとともに、受験者間の公平性を確保することが必要である。
- このため、共用試験実施機関においては、評価者養成の取組の充実、一定の能力を有する旨の認定を受けた者が OSCE の受験者を評価することとすること等により、評価者の能力向上及び評価の質の保証を図ることが必要である。
- また、本部会は、評価の信頼性の向上の観点から、公的化後の OSCE の実施状況等を勘案しつつ、令和 8 年度までに各試験室に外部評価者（共用試験実施機関が派遣する、受験者が所属する大学に所属していない評価者をいう。）を 1 名配置することについて検討することとする。

## **③医療面接の模擬患者**

- 現在、OSCE における医療面接の模擬患者については、多くが自大学の職員等を活用しており、大学ごとに養成方法が異なっている。
- 公的化後の OSCE では、診療参加型臨床実習に参加する歯学生の技能を保証するとともに、受験者間の公平性を確保することが必要である。
- このため、共用試験実施機関においては、模擬患者養成の取組の充実、一定の能力を有する旨の認定を受けた者が OSCE の医療面接を担当すること等により、模擬患者の能力向上及び医療面接における対応の質の保証を図ることが必要である。
- また、本部会は、公的化後の OSCE における医療面接の模擬患者については、令和 8 年度までに一定の能力を有する旨の認定を受けた者に限定することについて検討することとする。

#### (4) 不正行為への対応の在り方

- 現在、共用試験の受験者が不正行為を行った場合は、CATO が試験の結果及び当該年度の共用試験の受験資格を取り消すこととされている。
- 公的化後の共用試験において不正行為事案が発生した場合は、共用試験そのものに対する信頼を損なうことになりかねない。
- このため、各大学が共用試験を活用するに当たっては、試験の公正性確保に努めるとともに、共用試験実施機関においては、不正行為が疑われる事案が発生した場合には、予め定めた手続きに基づき事実の確認を行った上で、不正行為の性質に応じた適切な措置を講ずることが必要である。当該手続きには、不正行為を行ったと疑われる受験者が所属する大学その他の関係者からの聴取や、受験者からの異議申し立ての機会の付与を含めるなど、事実の確認に当たっては、慎重を期すことが必要である。

#### (5) その他

- 現在、共用試験の実施時期は、大学ごとに異なっている。
- 本部会は、診療参加型臨床実習の充実や受験者間の公平性を確保する観点から、公的化後の共用試験の実施状況やカリキュラム変更等の大学の負担を勘案しつつ、令和8年度までに、実施時期を統一することの是非について検討することとする。

### 3. 終わりに

- 国及び共用試験実施機関においては、今後、本意見を踏まえ、共用試験の公的化に向けて取り組むことが求められるが、その際、評価者・模擬患者や試験室の確保など公的化後の共用試験実施に伴う大学の負担の軽減に努めることが必要である。
- また、診療参加型実習を充実したものにし、卒前・卒後のシームレスな歯科医師養成を実現する上で、患者や国民の理解・協力は必要不可欠である。このため、国においては、共用試験により診療参加型臨床実習に参加する歯学生の知識及び技能が保証されていること、歯学生の歯科医業が法的に位置づけられていること等について、患者や国民に周知することが必要である。これらの点については、歯学生の指導監督を行う者に対しても十分に周知することが必要である。

- なお、共用試験については、公的化される令和6年度以降も、その実施状況や客観的な根拠、大学その他の関係者の意見等を踏まえた不断の改善及びこれに伴う大学の負担を軽減するための方策の検討が必要である。本部会としては、引き続き、そのための取組を行うことしたい。

- 共用試験はCBTとOSCEで構成される、臨床実習を開始する前の医学生の能力を測る試験であり、公益社団法人共用試験実施評価機構が実施。歯学部を置く全大学が活用
- 歯科医師分科会は、令和2年5月、卒前・卒後のシームレスな歯科医師養成に向け、共用試験の公的化と歯学生の歯科医行為を法的に位置づけることを提言
- 令和3年5月に歯科医師法が改正され、厚生労働省令で定める共用試験に合格した歯学生は、臨床実習において歯科医業をすることができることとともに（令和6年4月施行）、共用試験の合格を歯科医師国家試験の受験資格要件化（令和8年4月施行）
- 本意見は、公的化後の共用試験の在るべき姿について、現在の試験内容や大学の実施体制等を踏まえつつ、試験の公正性及び受験者間の公平性を確保するとともに、診療参加型臨床実習の充実を図る観点から検討したもの

## (1) 合格基準の設定の在り方

- ・全大学の受験者に共通して適用される統一合格基準を設定。試験実施主体が行う合否判定に対する異議申立て制度を整備

## (2) 受験機会の確保の在り方

- ・全大学において、本試験を受験できなかった者及び本試験で不合格となった者を対象とした試験を1回実施
- ・受験上の配慮を希望する受験者に対し、障害や疾病等の状態に応じて配慮

## (3) OSCEの在り方

### ①課題の数及び種類

- ・各大学における課題の数及び種類を統一。令和5年度からは6課題を実施

### ②評価の体制

- ・評価者養成の取組の充実、認定を受けた者を評価者とすること等により、評価者の能力を向上させるとともに評価の質を保証
- ・令和8年度までに各試験室に外部評価者を配置することを検討

### ③医療面接の模擬患者

- ・模擬患者養成の取組の充実、認定を受けた者を模擬患者とすること等により、模擬患者の能力を向上させるとともに医療面接の質を保証
- ・令和8年度までに、模擬患者を認定を受けた者に限定することを検討

## (4) 不正行為への対応の在り方

- ・不正行為が疑われる事案については、事実確認の上、不正行為の性質に応じて適切に対応
- ・受験者に異議申立ての機会を付与するなど、事実確認は慎重に実施

## (5) その他

- ・令和8年度までに、実施時期を統一することの是非を検討

- 国及び試験実施主体は、共用試験実施に伴う大学の負担軽減に努めることが必要
- 国においては、患者・国民や歯学生の指導監督を行う者に対する、歯科医師法改正の趣旨の周知が必要
- 令和6年度以降も、実施状況や関係者の意見等を踏まえ、共用試験の不断の改善及びこれに伴う大学の負担を軽減するための方策の検討が必要